

支援する会ニュース

支援する会事務局
臨時号
2024.6.10

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

大阪市北区天神橋 1-13-15 大阪グリーン会館 電話 06-6354-7207 FAX06-6354-7746

年金引き下げ違憲訴訟は「上告棄却」

＝最高裁第二小法廷が大阪原告団に不当判決（6月3日）＝

最高裁判所は「憲法の番人」を放棄、強く抗議する!!

私たちは、年金違憲訴訟は基本的には同一事案であることから、最高裁での審理は個別事案毎（原告団毎）の審理ではなく、事案を統一して最高裁の大法廷で統一的な審理を行い、憲法判断をするよう要求して裁判運動を進めてきました。



こうした闘いのさなかの2023年12月15日に兵庫原告団に対して、最高裁第二小法廷は突如として「上告棄却」の不当判決を言い渡しました。

そして、最高裁第二小法廷は5月31日、6月3日、6月7日の3日間に、しかも同一時間にまとめて21原告団に「上告棄却」の判決を言い渡しました。大阪原告団は6月3日に言い渡されました。このような異常な手法での判決の言い渡しは、個々の事案について原告の言い分を真摯に検討したとは到底言えません。最高裁に断固抗議します。

なお、最高裁第二小法廷には、大阪から

永井原告団長と梅本原告、喜田弁護士が入廷して判決を受けました。

私たちはこの裁判を「政策形成裁判」と位置づけて、裁判勝利をめざす闘いを通じて、若者も高齢者も安心・信頼できる年金制度を実現することをめざして奮闘してきました。

裁判運動の9年間で、女性の低年金問題をはじめ、日本の年金制度の実態を社会に浮き彫りにし、最低保障年金制度の創設など年金制度の改革を社会に提起して、その実現の可能性が実感できるなど、貴重な経験と財産を得ることができました。私たちは不当判決を乗り越えて誰もが安心・信頼できる年金制度の確立に引き続き全力で奮闘します。

「年金裁判」は続きます 引き続きのご支援を!!

年金引き下げ違憲訴訟は、最高裁第一小法廷と第三小法廷で審理中が8原告団。最高裁に上告中が2原告団。高等裁判所で係争中が3原告団と引き続き裁判闘争を全力で奮闘しています。大阪原告団は全国の仲間と連携して、引き続き、みんなが安心・信頼の年金制度確立に向けて裁判運動を進めます。

「最高裁判決報告集会」の開催

- 日時：2024年6月30日（日）
午後1時30分開会
- 場所：大阪グリーン会館2階